

本日の登壇者は4人を予定しております。

それでは、届け出順に発言を許します。9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） おはようございます。会派清風会、9番議員の長信義でございます。私どもの議会議員の任期もあと残すところ2カ月余りとなりました。任期中は、これが最後の定例会でありますので、市長に大きくは2点ほど質問をさせていただきたいというふうに思います。

1点目の問題につきましては、市長の議会初日の行政報告、それから同僚作元議員の一般質問で市長が答弁をされておりますので、極力重複しないように質問をしたいというふうに思いますが、もし重複するところがありましたらお許しをいただきたいというふうに思います。

それから、この仏像の盗難問題につきましては、市長には、まず一遍通りのお答えをいただければいいかと思えます。それから、その後に数点、市長の答弁の後に、また個別にお尋ねをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず第1点目の、仏像の窃盗事件にかかわる今後の対応について、お尋ねをいたします。

対馬市の観音寺から2012年、平成24年でございますが、韓国人窃盗団によって韓国に持ち込まれた県指定有形文化財「観世音菩薩坐像」について、韓国の大田地裁は、平成29年1月26日、韓国中部の瑞山にある浮石寺に引き渡すよう命じる判決を言い渡しましたが、大田地裁は、1月31日までに仏像を、判決確定前に寺側、いわゆる浮石寺のほうに移すことを認めない判断を下しました。現在は、大田の国立文化財研究所に保管されておりますが、返還の見通しと今後の対応についてお伺いをいたします。

2点目は、対馬島内の水道管の布設の状況と今後の改良計画についてお尋ねをいたします。

最近、全国的に老朽化した水道管による水漏れや破損事故が発生しているようですが、対馬市においても、水道管の老朽化による事故もあるのではないかとこのように思われます。今後、年次計画等により島内の改良計画はどのように考えてあるか、お尋ねをいたします。

あとにつきましては、先ほど申し上げましたように、市長と一問一答でよろしくお願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。長議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、仏像返還にかかる今後の対応についての御質問でございますけれども、本年1月26日、韓国大田地裁は、仏像は贈与や売買などの正当な方法ではなく、盗難や略奪で対馬市の観音寺に運ばれたと見るのが妥当。そして、仏像は、浮石寺の所有物と十分推定できるという理由で、仏像を韓国の寺へ引き渡すよう命じる判決を言い渡したところでございます。大田地裁判

決以降の経緯等につきましては、議会初日の行政報告や、作元議員の御質問に対する答弁のとおりであります。

平成24年10月の事件発生以来、翌25年3月の第1回対馬市議会定例会におきまして、仏像の早期返還を求める決議がなされ、また市民による返還要求署名活動が行われました。同年5月には、当時の財部市長と長崎県の渡辺教育長が外務省を訪問し、知事、市長連名の仏像返還を求める要望書を提出しております。翌6月には、集まった約1万7,000人分の署名を韓国文化財庁へ提出し、8月には、市長と当時の作元議長が韓国大使館へ要望書を提出したことは、御承知のとおりであります。

このような一連の行動が功を奏してか、平成27年7月には、盗難事件で被害に遭った仏像のうち海神神社の「銅造如来立像」が返還されました。これにより、観音寺の観世音菩薩坐像も返還に近いのではと期待をもって状況を見守ってきたところでありますが、今回の判決には、驚きを通り越して憤りさえ感じているところでございます。繰り返しになりますが、所有者や地元の方々の心情を思いますと、何か行動を起こさずにいられないとの思いから、外務省への要望書提出となった次第であります。

仏像を寺側へ引き渡すと棄損などが懸念されることや、控訴審などで判決が覆ったときに、仏像を隠したり返さない可能性があるとの理由から、韓国検察庁が出した仏像引き渡し強制執行の停止も認められたことで、現在、仏像は、韓国政府の管理下にあります。ただ、韓国の国内事情や原告である浮石寺側の強硬な姿勢もあり、残念ながら返還についての見通しが明るいという状況ではないと認識しております。

今後につきましても、長崎県と連携して、韓国側に強く返還を求めるよう国に要請していくことはもちろんでございますが、日本だけではなく、韓国の知日家、対馬のよき理解者でもある方々にも協力をお願いし、韓国世論に訴えていくといった方法も検討していく必要があるのではないかと思っております。今後も、議会の皆さんのお力添えをお願いすることもあろうかと思っておりますので、その節は御協力をお願い申し上げます。

次に、2点目の水道事業に関する質問でございますが、老朽化した水道管の破損事故等につきましては、全国各地で発生していることはマスコミ報道等で時々見聞きしているところでございます。

我が国の水道は、戦後の復興期から高度経済成長期の昭和40年代から50年代前半にかけて全国的に急速に広がりました。その施設が現在、40年から50年が経過し、水道管の老朽化が進み、破損事故が発生しているものと思われまます。

対馬市の水道は、昭和30年前後から普及し始め、昭和50年ごろにかけて整備してまいりました。議員御指摘のとおり、対馬市におきましても同様の状況であり、破損事故は年間で70件

から80件程度発生し、その修理費用は毎年1,000万近くに上っています。平成28年度におきましては、2月末現在で70件程度発生しているところでございます。

対馬市の水道管の総延長は、導水管、送水管、配水管をあわせて600キロメートルを超え、そのうち水道管の法定耐用年数である40年を経過している管路は約24%、全体の4分の1程度に上っており、水道局では年次的に配水管布設替え等を含む水道施設の基幹改良事業を進めてきているところでございます。

平成29年度の管路の更新事業といたしましては、27年度から実施しております琴地区統合簡易水道整備事業、そして上対馬町の中央地区簡易水道基幹改良事業を実施することといたしております。管路の更新計画につきましては、管路の経過年数、有収率等を勘案し、中期的な計画を立て、振興計画に計上しながら実行しているところでございますが、近年、国庫補助が満額採択にならないこともあり、計画どおりの実施が困難な状況となっているのが現状であります。

また、対馬市の水道の有収率は約68%と全国的、県下的にもかなり低い状況で、水道管の老朽化も有収率低下の要因の一つとなっているということが考えられます。水道局では、現在、仮称ではございますけれども、対馬市水道事業経営戦略プランの策定作業を進めており、その中で今後の水道事業の取り組むべき課題とその対応策として、管路の耐震化、漏水調査の実施、老朽管路の計画的更新の取り組みを進めていくこととしております。

水道管の破損による漏水工事費用は水道事業の予算で賄っておりますが、局所的な漏水であれば、水道事業の単独費での対応も可能ではありますが、大規模な改良事業となりますと、多額の費用を要することから、水道事業予算だけでは対応が困難なため、一般会計からの負担金、あるいは国県からの補助金、起債等を活用しながら進めているところではございますけれども、国庫補助制度の今後の状況次第によりましては、起債、一般会計からの負担金等にも影響することとなり、改良費用の財源を確保するためには料金の引き上げも必要になることが考えられます。平成29年4月1日より水道料金の改定を行い、3.3%の引き上げを行う予定です。昨年11月には、水道料金等検討委員会から、5年後をめどとして料金の見直しを行うかどうかの検討をすべきとの提言をいただいたところではありますが、将来の建設改良事業の実施見直しにより、料金の見直しが必要かどうかにつきましては、その時期に判断してまいりたいというふうに考えております。

今年4月から、水道事業と簡易水道事業の経営統合を行い、対馬市で一つの水道事業体として新たな一步を踏み出し、将来的に健全経営が可能な水道事業を構築していくためには、有収率向上対策は必要不可欠な課題であり、そのためには計画的な老朽管の布設替え、漏水対策を実施していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） それでは、まず仏像の質問からしてみたいと思いますが、少し、この流れを、私なりに簡単にちょっと時系列的に並べてみました。平成24年の10月に、観音寺の観世音菩薩坐像、それから海神神社の銅造如来立像ほか盗難被害に遭ったということでございます。

それから25年の2月に、大田地裁が返還差し止めの仮処分が決定された。先ほど、市長の答弁にもありましたように、平成27年7月には、海神神社の国指定重要文化財の銅造如来立像は、所有権を主張する寺がないということで返還をされております。

28年の4月には、浮石寺が韓国政府に対し、仏像引き渡しを求める本訴訟を起こしております。また、29年1月26日、つい先日でございますが、大田地裁は、判決確定前に浮石寺に仏像を引き渡すよう仮執行を命じております。

また、1月31日に、1月26日の一審判決の後に、検察はこのことを不服として控訴し、仏像を引き渡す強制執行の停止を申し立てております。このことは、もう市長御承知のように、1月の26日に大田地裁が出した浮石寺に仏像を引き渡すよう命じた判決については、これは裁判所の一番上の裁判長が当たっておったということでございます。その後、1月の31日のこの強制執行停止につきましては、同じ大田地裁ではありますが、別の裁判官が違う判決を下されたというふうに聞いております。

このような中で、御承知のように、先日10日には、韓国の朴槿恵前大統領と言ったほうがいいんでしょうか、前大統領が韓国の憲法裁判所において、弾劾訴追を受け、罷免をする決定を言い渡され、朴大統領は失職をいたしました。そうしますと、60日以内には韓国でも大統領選挙が行われるというふうに報道をされております。4月の終わりか、あるいは5月の前半、9日、10日あたりが有力だというふうに言われておりますが、今の報道等を見ますと、大統領の候補といえますか、まだ今手を挙げている方はおられません、新聞等で顔写真も拝見しますと、36%の支持率を上げておる共に民主党の文氏、それから同じ共に民主党からあと2人、3名程度が手を挙げておられる。その中で、共に民主党、いわゆる野党系でございますけども、あわせると57%の数字が出ております。そうしますと、恐らく考えられるのは、その中で、共に民主党が調整をされて、恐らくその中で1人が大統領になられるんじゃないかなというふうに思います。

もしこの文氏が大統領になられるということになりますと、非常に親日家ではないと。むしろ北の、いわゆる北朝鮮の関係が深いんじゃないかなというふうにも報道されております。そういうことを考えますと、もし新たな大統領が誕生した暁には、今回のこの返還問題、これも非常に難しい問題になってくるのかなというふうな気がします。

今、韓国の中では、島根県竹島の領有権の問題、従軍慰安婦の少女像の設置の問題、そしてまさに三点セットになりましたこの対馬市の仏像の問題、非常に大きな問題になってしまいました。やはり、韓国は、大統領が、先日のテレビでもあっておりましたが、大体約10年で与党、野党が交代をするというふうな周期になっておるようでございます。まさに今回も、朴槿恵大統領が任期まで全うすれば10年でしたけども、若干早くこのような結果になったということで、それでも9年は十分、その今の政権が続いておったんだということでございます。

そういうことで、私もこの問題は、行政報告でもありましたし、知事の記者発表でもあっておりますので、粘り強く、市としましては県を通じ、国、特に文化庁に働きかけていただきたいというふうに思いますが、なかなかやっぱりそれだけでは同じ一遍通りのことだけになってしまうということもあります。

今、この判決の出た後に、浮石寺のウォン・ウンというこの住職が、この判決を受けて、日本には朝鮮半島から渡った文化財が、まだ約7万点以上あると。実際は韓国政府が言っているのは7万1,000点に上るということでございます。不法に流出した文化財を取り戻す出発点になればと願っているというふうに、この浮石寺の住職は発言をされております。

ですから、やはりこの問題を見てみても、まだまだ韓国は流出をしてるんだと。いわゆる1300年、あるいは1400年代にありました、その李氏王朝時代のことが、いまだにまだずっと尾を引いておるということでございます。

このような中で、市長御存じかどうかわかりませんが、平成6年には隣の壱岐市から、重要文化財の教本が盗まれております。これは、酷似する教本が、その翌年に韓国で見つかったんですけども、にもかかわらず、韓国政府は、日本政府の調査要請を拒否し、この教本を国宝指定をしたという事実もございます。

このようなことを考えますと、なかなかこの仏像問題というのは、簡単には取り戻すことができないのではないかなと非常に危惧をしているところでございます。先ほど市長が言われますように、実はこの窃盗事件に関しましては、実行犯は7名でございます。そのうちの6人は有罪、1人が無罪が、これはもう確定をしております。こういうふうに刑が確定したにもかかわらず、韓国の裁判所は、このように国際法では考えられないような結果を出すということでございます。

国際法では、御承知のように、盗難文化財の返還、回復義務などを定めておる文化財不法輸出入等禁止条約というのがありますが、これから言えば、当然のことながら日本側に返還するというのが当たり前のことでございますけれども、なかなか当たり前が通じないというのがございます。

今、国が、文化庁が持つておる数字では、国宝や重要文化財などの指定文化財で所在不明が172件、これは27年度末でございます。うち30件が盗難により行方不明となっているとい

うこととございます。こういうふうには、まだまだ盗難文化財がたくさんありますけれども、やはり何としてでも、この、いわゆる関係者のよりどころでありますこの文化財は、何としてでも対馬市のほうに、これは返してもらわなければならないと取り戻さなければならないと言ったほうが正しいのかわかりません。

しかしながら、今市長が言われます答弁にもありましたように、「対馬の韓国の対馬の理解者」というお言葉は、多分、それは対馬市の諮問大使、チョン・ヨンホ先生、あるいは、カン・ナムジュ先生を指しておるんじゃないかなというふうに思いますけれども、なかなかこの韓国という国は、こういうふうに対馬市の諮問大使であっても、そのことを持ち出すということになると非常に感情的になられる国であります。場合によったら、本当に袋叩き状態になるぐらいの市民感情というのがある国でございますので、このあたりにつきましては、この諮問大使の両先生にもいろんな情報をいただくことが大事なことでございますけれども、余りそういったことが御負担にならないように、そのあたりは十分注意をされて対応していただきたいというふうに思います。

今私が申し上げましたことに対しまして、何か答弁があればお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 長議員さんからいろいろとおっしゃられたことは、私自身もいろいろと勉強もしながら、全く同じような見識を持っている次第でございますけれども、ただこの問題につきましては、国と国との外交問題にもなっているといったようなことで、その対処の仕方につきましても、かなり神経を使っていくところじゃないかなというふうに私自身も考えております。

そういう関係もありまして、まず外務省のほうに、国として力強くその返還を求めることをしてほしいというような思いで、この2月の9日には、県の池松教育長と要望に伺ったような次第でございます。

それからまた、この仏像の帰ってこられることを待っておられます檀家の方、そして地域の方々の気持ちを察しますと、ぜひともこれは取り返さなくてはならないという思いを、また新たにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） わかりました。

それでは、もう一遍、お尋ねをしますが、今この日韓の民間の団体、日本側はいわゆる対馬市の朝鮮通信使の関係ですけれども、昨年3月、朝鮮通信使に関する歴史資料の世界記憶遺産登録を目指して、国連教育科学文化機関、いわゆるユネスコに申請をしております。市長の行政報告の中にもありましたように、9月ごろにはもしかしたらいい結論がもらえるのかなというふうに思っておりますが、やはりこの先ほどの仏像問題も、実は同じユネスコの文化財不法輸出入等禁

止条約、これもやはりユネスコの関係です。ここは、この両方、ユネスコを考えますと、片や世界記憶遺産登録に向かって両国で向かっておる、片やこういう問題を抱えておるということで、そのあたりが悪いように影響せにやいいがなというふうに懸念もしておるところであります。

また一方では、対馬のいわゆる二大祭り、三大祭りとしております巖原港祭りの朝鮮通信使行列の影響でございます。この影響につきましては、平成25年には1回取りやめをした、また26年から再開をしたという過去の経緯がございます。やはり、今回また、この1月のこのような判決ということになると、果たしてこれが、この港祭りの通信使行列に悪い影響を与えなければいいがなというふうに思いますし、またこの通信使に関する関係者とは、今度は市長もやはり恐らく8月のお祭りの前には、今からまた舞踊団とかいろんな招聘を兼ねて、韓国サイドにまた行ったりせないかんとということがございますので、これは早目にどうなるのか、するのかしないのか、果たしてこのことで、また取りやめるということになりましたと、いろんなやっぱり感情の問題があります。前回、やはり25年に取りやめたときにも、これに対してもやはり賛否あったというふうに思っております。そのあたりにつきまして、市長が今後どのように取り組まれようとしておるのかお考えを伺いたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほども申しましたように、この国と国との外交の問題でもあるということと、そしてまた、この対馬におきましては、過去からやはり善隣外交をしてきた仲でもあります。そういう関係でもありますし、先週、小綱の檀家の方の御意見も、ちょっとお聞きしたところでもありますけども、仏像を盗難した韓国の方については憤りを感じるけれども、韓国自体に対して、他の韓国人に対しては悪意は持ってないといったようなお言葉もいただいているところでございますので、今後もこういった事件ではありますけども、やはり韓国との交流は続けていくべきだというふうに私自身も考えておりますし、今現在、その関係団体のほうも継続をしていくというような方向性をもって検討をされているということでございます。

○議長（堀江 政武君） 9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） わかりました。実は、私も質問はするものの、ぜひそのような結論になってほしいという気持ちの中でこの質問はいたしました。今から、市長がおっしゃいますように、これは国際的な問題でもありますし、国もかかわっている問題、政治も絡んだ問題、いろんなものがございまして、状況がどう変わるかわかりませんが、やはりきちんとした状況を収集しながら、きちんとした対応を当たっていただきたいというふうに思います。

それから、この問題につきましては、最後にもう1点、防犯カメラの設置状況についてお伺いをいたします。

これは以前にも質問したことがありますけども、やはりこのような問題が起こって、一番、文

化庁も補助事業等も含めながら、やはりまず自分たちでできることは何かということになりますと、やはり防犯の問題だと。それには、防犯カメラの設置、これを早くやらなきゃいかんというふうに思います。

それで、この重要文化財に指定をされております寺社に対しての防犯カメラの設置件数、設置率、あわせて今後の対応をどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私のほうで資料を持ち合わせてないので、教育委員会のほうに答えさせていただきます。

○議長（堀江 政武君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 文化財関係の防犯設備の設置状況ですけれども、現在まで12件、防犯カメラだけではなくて、いろんな防犯設備を設置をしているところです。まだ未設置であったり、改修が必要な文化財関係の箇所が10カ所程度、今想定をしております。所有者負担等も絡んできますので、それぞれ各所有者であるとか各地域に出向いて話を進めているところでございます。今後もそういう所有者であるとか、地区との話し合いを継続をしながら、防犯設備の設置に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） ありがとうございます。今教育長おっしゃるように、件数的には12件、まだまだ未整備が10件程度ある、10カ所程度あるということになります。案外とまだ整備されてないのかなという気はしますが、おっしゃいますように、所有者負担が出るという問題がそこにあります。この問題が、やはり私も前々から、どうしてもこの防犯カメラ設置には、一番これがネックになってくるのではないかなというふうには思っておりました。

しかし、先ほどもお話をしましたように、まだまだ韓国の寺の住職だけでなく、まだまだ日本に流出した韓国で作られた仏像、いわゆる重要な文化財というのは7万点以上もまだあるんだという認識をこの人たちは持っているわけですから、いつ何時、またこういった問題が起こるかもわかりません。ですから、やはり、もう起こってからでは遅いわけですから、今回の問題でよくわかったように相当な長い年月がかかります。かかっても、これが返ってくる保障もまだありません。ですから、やはり、未然にそれを防止するというのは、やはり防犯カメラの設置だろうというふうに思いますので、これについては引き続いてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、余り時間もありませんので、続いて、水道管の関係の質問をさせていただきます。

この問題につきましては、今市長から答弁がありましたように、平成29年度から厳原地区で

やっておりました上水道と、他の地域でやっておりました簡易水道が一本化されまして、対馬市の水道事業が新たにスタートいたします。そうなりますと、厳原地区の上水道の事業の関係者は、この29年度から若干の負担増が強いられるということになります。このことは、事前に啓蒙しておりますので、厳原地区の住民も、ある程度理解はいただけるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、29年度は、このような、たまたま私がこの質問をした後に、幸いにして対馬市の水道事業経営戦略プラン案というものをいただき、先日の全員協議会で説明をしていただきました。それでよく理解はいたしました。

ただ、市長が先ほどの答弁で申し上げますように、管路の総延長が606キロあるということでございます。40年以上経過しとるのが24%、その割合が10年を超えるごとに35%、57%というふうになります。今、この対馬市の水道の中では、簡易水道では浅藻の水道が昭和31年、これが一番早いわけでございますが、しかし、いずれにしても昭和30年代から40年代に設置をされた管でございますが、もう相当老朽化し、腐食をしている、それによって漏水等も当然、考えられるということにもなりますので、これにつきましても、29年度は雞知、琴、中央地区ということで、このような3カ所の改良事業の経過が出ております。また、この計画につきましても、年次的に10年間のフォローをいただきましたので、この計画に沿ってやっていただきたいというふうに思います。

ただ、もう1点、私が心配するのは、この上水道の厳原地区の管の状況でございます。簡易水道につきましては、辺地総合整備計画あたりで、その都度5年間の計画を見直しをしながら計上していただいておりますので、そのあたりを見れば、どこが何年度にやるんだなというのはわかってきますが、最近、この厳原地区の上水道につきましては、どうも見たような記憶がないんですけども、厳原地区の上水道につきましては、どのような計画がされてあるのか。

特に今回、厳原地区が、料金が若干上がるということになりますと、経常黒字が当分の間は見込まれます。やはりそういった経常黒字が出たときに、今後、昭和30年代から40年代に設置をされた管、既にもう40年以上たっている管が大半でございますので、どういう計画、ただ単にこのように年間に何本ということだけでいくのか、あるいはどうせこのときが、いつかやらねばならん、また設置年が違うから、そういうふうに段階的にやるということかもわかりませんが、設置年度が何年かわかって、どこでその管が早く爆発したりするとか、いろんなことが考えられます。

したがって、やはりこれは当然調査は大事なことでありますけれども、やはりしっかりとした計画を持ちながらやらんと、今から先どうだということではなくて、もう既に耐用年数が経過をしとると。40年という耐用年数は、もう既に経過をしたものばかりでございますので、もう少しス

ピード感をもってやることができないのか。

それからもう1点は、あわせて平成16年の3月に合併をして対馬市が誕生しましたが、その前年の平成15年に、厳原の阿連地区の集落排水事業がスタートいたしました。この事業も平成15年ですから、今昭和に直しますと92年ですから、40年まだたっておりませんが、これもやはり同じように考えておかなければならないのではないかなというふうに思います。

実は、この件につきましては、私も以前、産業建設常任委員会の中でも質問をしたことがありますが、今定例会の中の産業建設常任委員会の中でも、同僚の小川議員のほうからも、この質問が常任委員会の中で出ております。やはり同じことを考えてあるんだなというふうに私も思ったんですが。今はまだ耐用年数があるからじゃなくて、この、阿連の集落排水につきましては、今耐用年数がまだありますので、この耐用年数がある時期に、じゃあ今後の対策をどうしていくかということを考えていかなきゃならんのではないかと思います。今この2点につきまして、答弁をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず1点目の厳原地区の上水道についてのほうからお答えしたいと思います。

厳原地区の上水道につきましては、昭和34年の4月に供用を開始し、これまでの間、数回の拡張事業が実施され、配水管を含む水道施設の改良を行いながら、現在に至っております。厳原地区の管路におきましては、国県道及び市道の改良等にあわせ、管路の更新等を実施してきたところであります。昭和58年度に、国道382号線沿いの配水本管の布設替えを行い、近年におきましては、平成19年度から21年度にかけて野良線、平成23年度に交流センターの前付近、平成25年度から27年度にかけて、市道厳原小学校線の改良に伴う布設替えを実施してきたところでございます。今後は、市道横町線等の改良によります布設替えも計画をされており、道路管理者と協議を行いながら管路更新を行っていくよう考えております。

また、現在、業者委託によりまして漏水調査も実施しており、漏水箇所の把握を行っております。また、局地的な漏水につきましては、随時修理を行い、また、まとまった区域での漏水につきましては、配水管の布設替えを検討してまいりたいと考えております。

次に、阿連の集落排水の件でございますけれども、議員おっしゃられるように阿連地区の集落排水処理施設は、平成15年4月から供用を開始され、14年が経過しているようでございます。現時点におきましては、施設の点検業務を委託している業者さんのほうからは、大きな異常の報告はあっていない状況でございますけれども、施設の老朽化も出てくる時期になりつつあると考えているところでございます。

こういうことから、大規模な改修につきましては、現時点におきましては、特に財源的な措置

は行っておりません。今後は、施設の老朽化の状況等の把握に努めながら、財政的な対応について検討をしていきたいというふうに考えております。それとまた、この更新に対する補助等も調べておりますけども、事業を経過から7年以上経過しますと、漁業集落排水事業の補助事業が適用もされるというようなことも聞いておりますので、こら辺の事業を活用しながら対応策を練っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 先ほどから言いますように、この水道事業の問題につきましては、この一般質問の通告をした後に、こういった水道事業の経営戦略プランというのをいただきまして、非常にこれだったらもう質問せんでもいいのかなと思うぐらいに何も資料いただいております。

しかしながら、今申し上げますように、いずれの上水道、簡易水道、ともにもう既に耐用年数を経過し、老朽化しておるということはやっぱり事実でございますので、やはりしっかりとした改良計画をもって整備をしていただきたいというふうに思います。

それから、最後になりますが、市長が就任されて、もう1年になります。私どもも市長を支援した立場から申しますと、1年間は大変だろうなというふうに思っておりましたが、思った以上に市長が市長職をしっかりとこなしておるなど、これは私の個人的な感想ですけども、そのような印象を持っております。私どもは、あと2カ月余りで任期が切れますので、また市長とお会いすることができるかどうかはわかりませんが、しっかりと市民のために研さんをしていただいて頑張っていたきたいというふうにお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、長信義君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は、11時5分からとします。

午前10時48分休憩

午前11時03分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

12番、齋藤久光君。

○議員（12番 齋藤 久光君） 皆さん、おはようございます。会派つしま代表の12番、齋藤久光です。どうぞよろしくお願いを申し上げます。本日の一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。